

質問No.	質問	回答※	備考
1	お知らせ10(2) 見積もり結果はどのような方法でご通知いただけるのでしょうか？	見積合わせ日時に見積合わせ場所にてお知らせします。(見積合わせに立ち会わない場合は、後日開札結果をお知らせします。)	10/23修正
2	お知らせ10(2) 見積もり結果は、落札者名及び落札金額についてご通知いただけますか？	質問No.1の回答のとおり。	
3	お知らせ10(2) 見積合わせは参加する必要があるのでしょうか？また、オンラインでの対応は可能でしょうか？	見積合わせは、当社の会議室で予定しておりますが、参加は必須ではありません。詳細は、後日、競争参加招請者へ通知する見積依頼書をご確認願います。また、オンラインでは実施しません。	
4	秘密情報に関する誓約書 受注者起因の賠償賠償の範囲などについて、契約時に協議可能でしょうか？	秘密情報に関する誓約書 第4条のとおり。	
5	業務委託契約書（再委託）第4条 ホームページ制作については、「主たる部分」に該当しないという認識で宜しいでしょうか？	ホームページ制作のみ場合は再委託に該当しません。	
6	業務委託契約書（再委託）第4条 承認申請書を事前に確認することは可能でしょうか？	再委託に係る承認申請書は別紙のとおり。	
7	見積合わせ日(2025年10月30日 14:00 新関西国際空港(株) 会議室)には出席せず、郵送で見積書を提出する場合は、委任状が必要なのか？	委任状は見積合わせに代理人を立てて出席する場合のみ必要です。会社代表者名(契約権限がある)で郵送にて見積書を提出する場合の委任状は不要となります。 なお、見積者は代表者と致しますが、見積者及び契約締結者等を支店長等に委任される場合は、代表者からの委任状を提出していただきます。(見積説明書の見積書の提出方法(4)より) 委任状については、メールしました③見積書、委任状に記載例があるのでそちらもご確認願います。	10/27追加

質問・回答（契約関連）質問 No. 6 の回答別紙

年　　月　　日

再委託に係る承認申請書

新関西国際空港株式会社

代表取締役社長 ●● ●●殿

所在地

名 称

氏 名

件名「 」について、契約書第●条第●項の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

（受託業務の一部を再委託する場合）

1. 委託する相手方の事業者名及び住所

2. 委託する相手方の業務の範囲

3. 委託する必要性

4. その他特記事項

（再委託の相手方を変更する場合）

1. 変更する前の事業者及び変更後の事業者の事業者名及び住所

2. 変更後の事業者の業務の範囲

3. 変更する理由

4. その他特記事項